

## 第2稿

### 令和7年度 平日の団体旅行誘致促進助成金 Q&A

#### Q1 助成金の概要を教えてください。

平日の団体旅行を促進するために、平日に県内に宿泊する、募集型・受注型団体旅行商品に、1ツアーアタリの平日の宿泊人数（乗務員・添乗員等は除く）に応じて、有料人員一人あたり2,000円、1事業者あたり限度額を300,000円まで助成金を交付するものです。なお、旅行代金の割引を求めるものではありません。

#### Q2 対象となる旅行商品は、どのようなものですか。

以下の条件をすべて満たす旅行が対象です。

- ・岐阜県外を出発し、貸切バスを利用する国内団体旅行
- ・募集型企画旅行または受注型企画旅行（教育旅行を除く）
- ・岐阜県内の宿泊施設に平日1泊以上宿泊
- ・募集パンフレット等に「協力：岐阜県観光連盟」と記載
- ・令和7年4月1日から令和8年2月28日までの間に実施
- ・有料参加者15名以上の団体旅行
- ・岐阜県内の観光施設等に1ヶ所以上訪問
- ・国、地方自治体、学校等の会議、研修、学校行事ではない
- ・特定の政治・宗教活動目的ではない
- ・他の助成制度を利用していない

#### Q3 申請できる旅行商品の設定期間はありますか。

令和7年4月1日～令和8年2月28日（帰着）までの間に催行される商品となります。

#### Q4 申請の対象となる事業者とは。

事業者とは、支店や営業所毎としています。

また、同一事業者において、複数の申請は可能です。

#### Q5 申請はいつまでに行う必要がありますか。

旅行実施前に申請が必要です。予算上限に達し次第、受付終了となります。

**Q6 1回の申請で、複数のツアーを合算して申請はできますか。**

はい、できます。

ただし、実績報告に係る、宿泊実績表や募集広告等の写し、宿泊利用証明書は、ツアーメリハビリに必要となります。

また、ツアーメリハビリに申請いただいても可能です。

**Q7 申請書は、E-mailでの提出は可能ですか。**

E-mailでの提出は受け付けておりません。必ず、ご郵送ください。

**Q8 ツアーメリハビリには、他の補助金や助成金との併用は可能ですか。**

他の事業との併給は認めておりません。

**Q9 ツアーメリハビリ行程中、岐阜県の他、他県の宿泊がある商品は助成対象となりますか。**

他県への宿泊があっても、岐阜県での、平日宿泊が1泊以上あり、県内の観光施設等（宿泊する施設、トイレ休憩のみを目的とした施設を除く）を1か所以上組入れた商品であれば、対象となります。

**Q10 県内の観光施設等（宿泊する施設、トイレ休憩のみを目的とした施設を除く）を1か所以上の訪問・滞在すること。と定めていますが、道の駅での立ち寄りは助成対象となりますか。**

助成金の趣旨である「観光地における平日の宿泊需要の創出及び地域の活性化」を考慮すると、単なる通過や休憩ではなく、観光施設等に積極的に立ち寄り、地域に貢献するような滞在を求めています。立ち寄り場所や施設の種類、観光施設等での滞在時間が適切に確保されているか等を総合的に判断いたします。

**Q11 実績報告書の提出期限はありますか。**

事業終了後から30日以内に、実績報告書を提出してください。

**Q12 実績報告には、どのような書類が必要ですか。**

下記の書類をご郵送ください。

- ・実績報告書（様式第4号の1）
- ・宿泊実績表（様式第4号の2）
- ・「協力：岐阜県観光連盟」の記載がある広告物等

- ・宿泊利用証明書（様式第5号）

※実績報告書にはご請求書の添付は必要ありません。

**Q13 1回の申請で、複数のツアーを合算して申請した場合、実績報告の証明書等はツアーメに必要ですか。**

ツアーメに、実績表、証明書をご提出ください。

提出の要領は下記のとおりです。

①実績報告書（様式第4号の1）は、まとめて1枚で提出してください。

②ツアーメに、

(ア)宿泊実績表（様式第4号の2）

(イ)ツアーメの行程表

(ウ)「協力：岐阜県観光連盟」の記載がある広告物等

(エ)宿泊利用証明書（様式第5号）

上記の①②をまとめて、郵送してください。

**Q14 県内を2泊するツアーで、1泊目と2泊目の宿泊施設が異なります。証明書は、施設毎に必要ですか。**

宿泊施設の利用が確認できれば、いずれか1施設からの証明書で構いません。

ただし、分宿の場合は、施設毎に証明書が必要となります。

**Q15 助成金の請求書は、いつ提出するのですか。**

当連盟から、助成金額の確定通知書（様式第6号）が申請者に届いた後、ご請求ください。

**Q16 助成金の入金はいつ頃になりますか。**

当連盟は請求書を受理してから、30日以内に支払うこととしています。

**<以下、第2稿より追加>**

**Q17 助成金申請の受付は令和7年4月10日より開始とありますが、4月10日消印有効でしょうか？**

はい、4月10日の消印有効です。

**Q18 要綱第3条(7)では、県内の観光施設等（宿泊する施設、トイレ休憩のみを目的とした施設を除く）を行程に1か所以上訪問・滞在すること。と定めていますが、入場料が伴う観光施設や飲食は必須でしょうか？**

無料の観光施設への入場や観光スポット等への訪問・滞在も対象と致します。ただし、前述のQ10において、『助成金の趣旨である「観光地における平日の宿泊需要の創出及び地域の活性化」を考慮すると、単なる通過や休憩ではなく、観光施設等に積極的に立ち寄り、地域に貢献するような滞在を求めています。立ち寄り場所や施設の種類、観光施設等での滞在時間が適切に確保されているか等を総合的に判断いたします。』と回答しております。ご提供いただいた、申請書類等を、要綱第6条の規定により、審査のうえ決定いたします。

**Q19 要綱第3条(10)では、他の助成制度を利用した旅行商品ではないもの。と定めていますが、日本旅行業協会が実施する「平日に泊まろう！」キャンペーンは、該当しますか？**

「平日に泊まろう！」キャンペーンのプレゼント企画は、岐阜県観光連盟の助成金交付要綱第3条(10)の「他の助成制度を利用した旅行商品」には該当せず、助成対象外となりません。ただし、申請する旅行商品が、「平日に泊まろう！」キャンペーンに該当するかは、当連盟では判断することはできません。